

令和 5 年 3 月 23 日

令和 5 年第 3 回守山市教育委員会定例会提出議案

説 明 書

令和5年3月23日

令和5年第3回守山市教育委員会定例会提出議案説明目次

議第8号	教育財産の取得の申出に係る教育長の臨時代理の承認について	1
議第10号	令和5年度守山市教育基本方針の策定について	2
議第11号	令和5年度(2023年度)守山市人権・同和教育基本方針の策定について	15
議第12号	守山市修学奨励金給付規則を廃止する規則の制定について	21
議第13号	守山市立図書館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について	22

## 教育財産の取得を申し出ることについて（河西小学校敷地）

河西小学校敷地に民地があり、開校から現在に至るまで賃借契約を継続しています。  
令和4年度に契約を更新する際、地権者から「市に譲渡したい」と申出がありました。

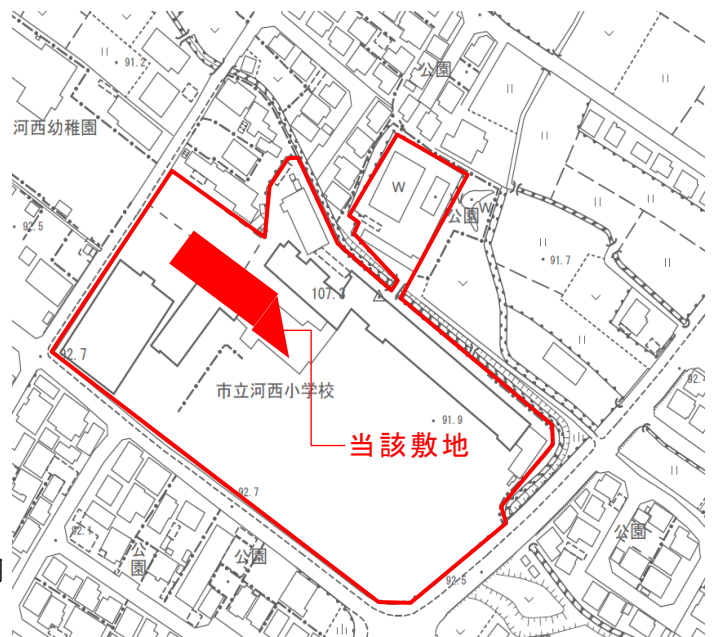
当該敷地は、校舎の建設場所に位置し、今後においても同小学校敷地として使用することは明らかであり、将来に渡り安定した教育環境を確保するため、取得をするものです。

### 1 土地の概要

#### (1) 所在地等

所在地	地目	地籍 (㎡)
小島町1841番	田	575.21
小島町1841番1	畑	82.64
	計	657.85

- (2) 地権者 高田 千佐登  
(3) 住所 大阪府東大阪市  
(4) 賃借料 年額賃借料 664,954 円



### 2 取得価格

16,314,680 円

(24,800 円/㎡※ × 657.85 ㎡ ※不動産鑑定による価格)

### 3 今後のスケジュール

令和5年3月中旬 土地売買契約締結

下旬 所有権移転、引き渡し

# 令和5年度 守山市教育基本方針

## 1 はじめに

教育は、人々の多様な個性や能力を開花させ人生を豊かにするものであり、社会全体を一層発展させる基盤であることから、一人ひとりが生涯にわたって自ら学び続け、その成果を社会に生かすことができる生涯学習社会を目指す必要があるとされています。社会情勢があらゆる分野で大きく、速いスピードで変化する現在にあつて、教育を取り巻く環境も年々多様化し厳しさを増しています。また、平成27年には国連において、令和12年を目標とした「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、社会全体で取り組むこととされており、教育とも深いつながりがあります。

そうした中、本市では、令和元年7月に「大地に根を張り、心豊かにたくましく生き抜く人づくり～ふるさとを愛し、未来に実を結ぶ守山の教育～」を基本理念とした「第2期守山市教育行政大綱」（以下「第2期大綱」という。）を策定し、豊かな自然や文化に恵まれた本市の特性を生かした教育の推進、人として伸びていくための土台となる根っこを養い、大地に深く根を下ろし、自らの人生をたくましく生き抜く「自立と共生」の資質を備えた、未来を担う心豊かでたくましく生き抜く子どもの育成をめざして取り組んできました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大など急速な生活環境の変化により、子どもたちを取り巻く環境が目まぐるしく変化し、教育に関する課題が複雑化しています。

このことから、第2期大綱の終期を令和5年6月から令和6年3月まで延長し、社会の現状や変化を見据えると共に、学校・園現場が関わる課題をしっかりと把握し、さらなる検討および議論を行い、「第3期守山市教育行政大綱」（以下「第3期大綱」という。）を策定します。

なお、令和5年度においても、引き続き第2期大綱を基盤として「利他の心」「調和」「つなぐ」の3つを大切なキーワードとして掲げ、子どもたちが自分の人生を豊かに切り拓いていく「生きる力」を育むため、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」（知・徳・体）を重要な柱として、ふるさと守山を愛し、守山から未来にはばたく、心豊かでたくましく生き抜く人づくりに努めます。そのためには、子どもたちが自分自身のことをかけがえのない存在であると感じる自尊感情を高める取組が必要であり、学校・園現場においては、教職員・保育者が子どもたちの声や思いを傾聴し、子ども理解に努め、励ますことで、子どもたちの居場所と活躍の場を保証します。さらに子どもに関わるそれぞれの場面において、家庭や地域、関係機関と連携しながら、たくましい子どもの育成を図るとともに、自尊感情の醸成につなげます。

また、家庭環境の多様化や地域のつながりの希薄化が進む中、子どもの育ちの基礎と

なる家庭の教育力の向上を図るとともに地域の力を生かした取組により、安心して子育てができる環境を整えます。

児童生徒が感染予防対策について正しい知識を身につけ、自ら感染のリスクを避ける行動がとれるよう指導を継続する中、子どもたちが安全で安心な学校生活を送れるよう取り組みます。

このほか、社会教育による「人づくり」「地域づくり」「絆づくり」を推進するため、生涯学習・教育支援センターや各地区公民館での地域教育学級や各種講座の充実に努めます。社会教育での「学び」の充実を出発点に「まなび・よころび・わかちあい」を基本理念とした社会教育による生涯学習まちづくりの実現をめざします。また、市民総ぐるみによる青少年の健全育成、読書に親しみ主体的に学べる読書環境の充実、すべての市民が気軽に楽しめる文化・芸術の振興、子どもたちにスポーツに親しむ多様な機会を提供するため、「外あそびマップ」を配布・活用し、外遊びの推進に努めます。

また、先人が残した貴重な守山の宝を受け継ぎ、未来へつなぐための文化財の保存・伝承や人権問題に主体的に関わることをめざした人権教育の推進など、教育行政各般にわたり諸事業を展開します。

## 2 令和5年度各事業の取組

### (1) 「第3期大綱」の策定について

「第2期大綱」の課題や取組を検証し、総合教育会議、教育委員会において、様々なご意見を賜る中、本市が目指す教育を実現するための大綱を策定します。

また、市内の幼稚園、小学校、中学校を訪問し、園長、校長等から現場での課題や取組等の聞き取りを行うと共に、元校長等の教育関係者から、これまでの経験を踏まえた今後求められる教育についての意見を聴取する等により、教育現場を反映した大綱を策定します。

### (2) 総合教育会議の開催等について

#### ア 総合教育会議の開催

「第2期大綱」に基づき、市長と教育委員会が教育施策の方向性を共有し、一般行政との調和を図りながら、一方で、教育委員会の政治的中立性を確保しつつ、教育行政の管理執行に努めるとともに、「第3期大綱」の策定に向けた議論を行います。

#### イ 学校規模適正化について

大規模校および児童生徒数の大幅な増加が見込まれる学校については、良質な教育環境を確保するため、引き続き、今後の宅地開発動向等を踏まえた児童生徒数の推移の把握に努める中、学校施設の増築計画等について検討します。

### (3) 教育施設の整備について

#### ア 施設維持管理補修事業の推進

園児、児童生徒の安全確保を最優先とし、安全で安心な教育環境のもとで学習できるように、緊急性の高い施設の整備および修繕等を進め、適正な施設の維持管理に努めます。

#### イ 施設整備事業等

小中学校施設については、令和2年度に策定した学校施設長寿命化計画に基づき、児童生徒の良好な学習環境を維持整備に取り組みます。とりわけ、建築後の大規模改修工事が未実施の施設（物部小学校、立入が丘小学校、明富中学校）について、計画的な修繕や改修費用の縮減を図り、中長期的な視点による財政負担の軽減・平準化を図るため、長寿命化改修工事までの間の維持保全に関する計画策定に取り組みます。

また、建築後40年を経過した河西小学校体育館について、長寿命化改修工事に着手し、工事の期間中は、代替施設を利用することで、体育授業の確保を図ります。

### (4) 学校・園教育について

社会情勢や教育環境の変化に対応しつつ、新しい学校・園教育のあり方を見定め、「生きる力」を育む教育を推進し、心豊かで、たくましく生きる園児、児童生徒を育成します。また、校種間の一層の連携を図り創意ある教育活動を展開する中で、地域に開かれ、地域の信頼に応える学校・園教育を推進します。

さらに、地域や保護者との連携を推進し、チーム学校・園として学校力・園力の向上に努め、学校・園の教育方針や教育活動の情報を地域に発信し、地域人材の支援を得て、学校と地域社会との強力なパートナーシップのもと、地域の教育力を最大限に生かした教育活動の充実を図ります。一方で近年、異常気象や災害、不審者対応など、子どもの命を脅かす事案が増える中、状況を迅速に保護者や地域に伝達できるように、メール配信システムやホームページを積極的に活用し、情報共有することで、学校・家庭・地域が一体となって子どもの命を守ります。

#### ア 幼児教育の推進

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うことを基本とした教育を展開します。その中で、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、これらを自ら取り込もうとして、試行錯誤したり考えたりするよう、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めます。就学前のすべての子どもに対して、質の高い幼児教育を推進します。

初等中等教育（幼、小、中、高）を通じて“育みたい資質・能力”の基礎は幼

児期で育むことを常に意識し、さまざまな体験活動を充実させながら豊かな心とたくましく最後までやり抜く力を育みます。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して、子どもたちの学びを読み取り、共有し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を推進します。

#### イ 小学校教育の推進

小学校教育では、小学校1から3年生までにおける少人数学級編制や低学年での読み書きチェックの実施等きめ細かな指導を通して、学習習慣の確立および基礎学力の定着に努めるとともに、自分の力で課題を解決しようとする力、あきらめないで、最後までねばり強く取り組む力(学ぶ力)の育成に努めます。また、「わかる」「できる」喜びが実感できる授業をめざし、守山式授業ベーシックステップ「めたふ」(めあて・たんきゅう・ふりかえり)を意識した授業づくりに努めます。

さらに、できるだけ学力格差をなくすために、学習につまずきを感じている児童を対象にして、放課後にオンライン学習の場を設け、児童の学習補充を行い、つまずきの解消に努めます。

#### ウ 情操教育の推進 (ウ←エ)

情操教育の一環として、小学校3年生を対象とした、びわ湖ホール声楽アンサンブルによるオペラ鑑賞、小学校4年生を対象とした佐川美術館の学芸員による砂絵体験教室、小学校5年生を対象とした芸術家による芸術体験教室を実施し、本物に出会う体験学習の機会を創出します。

#### エ 教科担任制の推進 (エ←オ)

「中1ギャップ」を軽減し、スムーズな小中接続を実現するために、学校の規模や状況に合わせて高学年を中心とした教科担任制を令和4年度から本格的に導入しており、今年度においても更なる推進に取り組みます。

#### オ 中学校教育の推進 (オ←カ)

中学校教育では、生徒の心身の発達段階や特性を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通し、創意工夫を凝らした特色ある教育活動を展開する中で、生徒の学ぶ力を育みます。そのために、基礎的・基本的な知識および技能を確実に習得し、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育みます。あわせて主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めます。さらに、AIドリルを活用した英語学習により、生徒の英語力の向上と学習意欲の高揚を図ります。

#### カ キャリア教育の推進 (カ←タ)

将来を通じて、児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通すことは大切です。社会的・職業的自立に向けて必要な資質能力を身につけていくために「中学生チャレンジウィーク」をはじめとする体験的な活動を推進するとともに、児童生徒が学校生活を振り返り、自らの成長や将来の目標を記録する「キャリア

パスポート」を活用し、主体的に進路選択に活かせるキャリア教育の充実を図ります。

#### キ 英語教育の推進 (キ←ウ)

市内の保育園・こども園および幼稚園の5歳児から中学校3年生までの10年間において、グローバル化に対応できる人材育成を図るため、英語コミュニケーション能力育成プランに基づき、英語指導助手（ALT）を派遣して、発達特性に応じた英語コミュニケーション能力を育成する取組を推進します。

#### ク メンタルヘルス予防教育の推進 (ク←キ)

子ども自身のエンパワーメントを高める取組として「メンタルヘルス予防教育プログラム」を導入し、子どもの生きる力の向上に、より一層注力していきます。また、学級活動や生徒会活動、部活動、さらには、学びの場として「SOSの出方教育」や「いのちの大切さを学ぶ教育」を取り入れるほか、客観的に子どもの心身の健康状態を評価できる調査「QTA30」を実施し、自らSOSを出しにくい子どもたちの発見に努め、その調査から見える子どもたちへの支援を学校だけでなく関係機関と連携して進めます。

#### ケ 環境教育の推進

小中学校における環境学習では、もりやまエコパーク交流拠点施設や環境センター等と連携してのフィールドワークや工作等の体験を組み込み、充実した環境学習を実施します。

#### コ JRC教育の推進

守山小学校が発祥の地である青少年赤十字（JRC）の態度目標「気づき・考え・実行する」を大切にし、各校・園でJRC部会が中心となり、実践目標「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」の具現化に取り組みます。

#### サ ICT教育の推進

タブレットをはじめとするICT機器や情報技術が急激な進展を遂げており、情報活用能力の育成が重要です。GIGAスクール構想の実現に向けて、令和2年度に整備された1人1台の学習用端末や大型ディスプレイ等のICT機器を活用し、「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」が実感できるよう授業改善に取り組み、有識者を招いての研究会を開催するなど、児童生徒が主体的・対話的で深い学びを得られるよう研修と啓発を行います。あわせて、AIドリルを活用し、児童生徒の基礎学力の定着を図るとともに、児童生徒が自身の学びを振り返り、学ぶ力を身につけていくことができるよう取組を推進します。また、スマートフォンやSNSが子どもたちの生活に急速に普及する現状を踏まえ、家庭や地域と共に情報モラルの啓発に努めます。

#### シ 生徒指導の推進

生徒指導の3つの機能である「自己存在感を高める」「自己決定の場をつくる」



「共感的人間関係を育成する」を生かした授業に取り組みます。また、教育活動全体を通して、互いに共感しあえる人間関係を育成するとともに、他人の存在を認めながら自分が必要とされていると思える「自己有用感」や自己の能力を最大限に発揮して成長していく「自己実現」を実感できる生徒指導の推進に努めます。さらに、道徳教育や自然体験学習、福祉教育、社会体験学習等を充実し、思いやりのある豊かな心を育みます。

近年、いじめ問題、虐待事案などの要因が多様化、複雑化している状況であることに加え、不登校児童生徒数が、コロナ禍以前より、過去5年間で約2倍に増加しています。よりきめ細かな支援を受けられるよう、家庭に課題を抱える児童生徒への支援を行うスクールソーシャルワーカー(SSW)の配置時間を拡充します。さらに、別室指導を中心に学校を支援する **やすらぎ支援員を中学校においては、1名から2名へ増員配置、小学校においては、あらたに1名配置し、**相談体制を充実します。また、1人1台端末を利用した相談機会の拡充を図り、気軽に誰かに相談できる体制を整備していくことで、学校教育活動全体を通して、自分自身をかけがえのない存在として捉える自尊感情の育成に一層取り組みます。

いじめ対応については「いじめは人権侵害である」ことをしっかりと理解し、いじめを許さない学校づくりを進めます。いじめ問題については、守山市いじめ防止基本方針をもとに、未然防止と早期対応を図るため、教員研修や児童生徒アンケートの充実およびモラルの育成に努めます。また、スクールロイヤー制度を導入し、法律に関わる事案についても学校が相談できる体制を整備します。

#### ス 特別支援教育の推進について

特別支援教育においては、支援の必要な園児、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた個別支援計画の作成を通して、自立と社会参加の力を育むための支援を計画的、継続的に推進するとともに、インクルーシブ教育システムの構築・充実に向けた取組を推進します。

#### **セ** 教職員の資質向上について **(セ←チ)**

こうしたさまざまな課題にしっかりと取り組んでいくとともに、教職員については、教育に対する使命と責任を自覚し、自己の資質・能力や意欲の向上継続をめざし、適切な指導・研修を実施します。また、校種間の連携による交流研修や各種の専門研修に努め、市民に信頼される学校・園づくりを推進します。特に、教職経験の浅い教員に対しては、OJTによる各校園での研修、現在の教育課題に合わせた実践的な研修講座の受講とともに、個別に教員支援アドバイザーによるきめ細やかな指導を実施し、資質・能力の向上に取り組みます。

**また、学校・園における働き方について、国や県の方針を受け、市としての方針を示し、実感を伴った働き方改革を進めます。部活動指導のあり方についても、生徒にとって望ましい環境を構築する観点と働き方改革の観点から、「勤務時間の**

~~上限に関するガイドライン」をもとに進めます。~~

#### ソ 教職員の働き方改革について（追加）

学校・園における働き方について、国や県の方針を受け、市としての方針を示し、実感を伴った働き方改革を進めます。部活動指導についても、働き方改革の観点から、「勤務時間の上限に関するガイドライン」をもとに進めます。

#### タ 就学援助、奨学金について（タ←セ）

現代社会において、社会的格差は大きな課題であり、経済格差がそのまま教育格差につながるとも言われています。そこで、経済的理由により就学困難な児童生徒および特別支援学級に在籍する保護者に対して学習上必要な費用の一部を援助し、義務教育が円滑に受けられるよう奨励しています。さらには、高等学校や大学等への修学に対し、貸与型奨学金や卒業後の市内在住等を条件とした返還免除型奨学金等による経済的支援を行い、未来を担う人材育成と教育の機会均等を図ります。

#### チ 保健安全教育の推進について（チ←ソ）

保健安全教育においては、新型コロナウイルス感染症について、国や県の最新の知見に基づき、児童生徒の心情に配慮し、屋外では原則マスクをはずす、十分な措置をした中で給食時間の会話を可能とする等、活動の場面や場所に応じた適切な感染対策を図り、安全で衛生的な学校環境づくりに努めます。

また、心身の健康の保持増進を図るため、運動に親しむ習慣を育て、外遊びを通して体力の向上に努めるとともに、現代の健康課題に対応した指導を行い、「早寝、早起き、朝ごはん」運動や食育を推進し基本的な生活習慣の育成に努め、部活動や体育の授業を通してあきらめないで最後までやりぬく力を育成する取組を推進します。

#### ツ 学校給食について（ツ←タ）

小・中学校給食については、「学校生活9年間において、子どもたちが健やかに成長し、「食」の大切さを育む、おいしい、温かい学校給食の提供」をめざし、引き続き取り組みます。特に食育については、モリヤマメロン、湖魚等の地場産物を積極的に提供することを通じて、地域の生産者の方々に感謝し、地域の産物や歴史等の食文化への理解を図るとともに、カルシウム、鉄分その他成長期の身体づくりに必要な栄養素をバランスよく摂取することの大切さを学ぶ等の取組を推進します。

#### (5) 教育研究について

教育研究所では、教育の今日的課題に対応する研究・研修事業や郷土理解につながる講座を実施するとともに、悩みをもつ児童生徒の社会的自立を促す教育相談活動や「くすのき教室」の運営を担います。

## ア 研究・研修事業

研究事業では、教育に関する調査研究・指導力向上に関する研究に取り組みます。研修事業では、オンライン等を活用し、教育現場のニーズや新学習指導要領に対応した講座として、授業力向上研修講座、生徒指導・教育相談研修講座、特別支援研修講座、園児教育研修講座等を開催します。また、小学校英語教育推進員を中心に、小学校英語教育の推進を図るとともに、中学校特別活動推進員を中心に守山市生徒会サミットの充実に取り組みます。

今の子どもたちは、集団で遊ぶ機会なども少なくなり、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大もあり、学校行事や課外活動が制限され、多様な他者と協働して活動する機会も少なくなっています。

このような中、人との関わりを深め、自発的に物事に向かう態度を養うため、生徒会サミットでは、生徒自らが自分たちの生活をより良くしていくための課題を見出し、話し合いと実践を重ねることで豊かな人間関係を築き、主体的に社会参画する力を養います。

また、近年、若手教員の割合が増加しており、経験豊かな優れた教員のノウハウを若手教員や中堅教員に伝承するため、教師力・授業力向上研修、生徒指導・教育相談研修を実施し、教育者としての使命感や誇り、人間の成長・発達についての深い理解、広く豊かな教養を深めます。

## イ 教育相談活動

学校における集団活動や学業等に悩みをもつ児童生徒、子どもの不登校や子育てに不安を抱える保護者に寄り添い、電話相談や面接相談を通して解決策を共に考え、児童生徒が社会的自立に向かおうとするエネルギーを高める支援を図ります。

また、「くすのき教室」では、小集団での活動の中で個に応じたきめ細かな指導を行い、自己肯定感を高める支援を図ります。

不登校像が多様化する中、背景要因を適切にアセスメントし、学校や関係機関、必要に応じては医療とも連携し、児童生徒の状況にあったよりよい手立てを検討・提案していきます。

## (6) 社会教育・生涯学習について

### ア 社会教育・生涯学習

社会教育は、全ての市民が、あらゆる機会を通じてお互いに広く学び合う場であり、その目標とするところは、①住民のもつ資質や能力を高める「人づくり」、②その力を地域社会に活かし、地域の課題解決や地域の活性化を目指す「地域づくり」、③それらの活動を通して地域住民の間に絆が生まれる「絆づくり」です。

また、社会教育は、まちづくりの出発点であるとの認識のもと、社会教育活動

の推進と、まちづくり推進会議などの市民主体のまちづくり活動の支援とともに、令和4年3月に策定した「第5次守山市社会教育・生涯学習まちづくり基本計画」に基づく、社会教育による生涯学習まちづくりを推進します。

一方、社会全体の価値観が多様化する中、まちづくり推進員などの役員の担い手不足が大きな課題となっています。また、PTAをはじめとする社会教育団体においてもその在り方が議論されています。各団体が継続するとともに活性化を図るための適切な助言や支援に努めます。

また、各地区公民館や生涯学習教育支援センターを拠点とした学びの場の充実に努めるとともに、自分のための学びにとどまらず、その成果が地域社会や地域の課題解決に活かされ、コミュニティの活性化や地域の「つながり」の再構築に結びつくよう取組を進めます。

さらに、新たな地域づくりの方策として、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参加により地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創出する「地域学校協働活動事業」を推進します。

加えて、守山市版DX推進方針「誰一人残さない、人にやさしいデジタル化」を推進するため、まだスマートフォンを利用していない方や利用歴の浅い方を対象とした「スマホ教室」を各地区公民館や生涯学習・教育支援センター等で開催します。

## イ 家庭教育支援・青少年育成

家庭教育の充実を図るため、こどもの育ち連携のもと各地区公民館で実施している親子ほっとステーションにおいて「わくわく子育て応援プログラム」を引き続き実施し、子育て親育ち支援に努めます。さらに、こどもの豊かな成長には、体験活動は重要であるという認識のもと、42回目の開催を迎える野洲川冒険大会～いかにだくだり～をはじめ、自治会単位で実施されるは遊友ホリデークラブ等を開設し、こどもの体験活動を引き続き支援します。

また、守山市青少年育成市民会議と連携する中、を引き続き支援し、家庭、学校・園、地域が一体となり「心と心をつなぐあいさつ運動」等を推進し、と連携し、「地域ぐるみで子どもを育てる意識」の醸成に努めます。その中で、「心と心をつなぐあいさつ運動」の展開をはじめとする

さらに守山野洲少年センターと連携し、青少年育成に好ましい環境づくりや有害サイト、SNS等で青少年が被害者や加害者にならないよう家庭や地域に啓発します。

加えて、青年層の育成では、「二十歳のつどい」を該当年代の青年で組織する実行委員会が企画・運営できるよう支援します。また、「どろんこバレー」や「サンタ企画」、「子ども向けの体験イベント」などの活動を行う「もりやま青年団」をはじめ、将来の守山のまちづくりを担える若者の育成に努めます。

## ウ 家庭教育支援

教育・保育・福祉の各分野の連携のもと推進している家庭教育の充実を図るため、こどもの育ち連携事業「新・守山版ネウボラ創造プロジェクト」の一環としても各地区公民館で実施している親子ほっとステーションにおいて「わくわく子育て応援プログラム」を引き続き実施し、子育て親育ち支援に努めます。

また、令和3年度から市ホームページに「子育て相談情報サイト一覧」を掲載しており、子育てに悩んでいる保護者に必要な情報が届くよう当サイトの情報を随時更新していきます。

### (7) 図書館機能の充実について

市民が読書を通して豊かな生活、人生を送ることができるよう、より広く深く読書に関わることができる「読書日本一のまちづくり」に取り組むため、図書館を中心に読書活動を推進し、「本が好き」、「本を読みたい」と思える出会いやきっかけを大切に、様々な取組を推進します。

「子ども読書活動推進計画第3次計画」の基本目標である「いつだって好奇心手を伸ばせばそこに本」の実現をめざし、学校・園、家庭、地域等と連携し、本に親しみやすい場づくり、子どもと本をつなぐ人づくり、支援のネットワークづくり、読書活動の啓発に取り組みます。

子どもたちの読書意欲の高揚に向けては、絵本の読み聞かせをはじめ、児童書に関する講座やイベントを開催するとともに、親子ほっとステーション、子育てサロンおよび地域子ども文庫等での出前お話し会、学校での出前ブックトークなどを通して子どもの読書活動を推進します。

小中学校の読書環境の充実に向けては、市内のすべての市立小中学校13校に学校司書を派遣し、図書整備や、図書を活用した授業支援、絵本の読み聞かせ等を行い、学校図書館の利用促進を図るとともに、レイアウトの工夫や、展示等を通して、居心地のよい空間づくりに取り組みます。

今年度も児童生徒と本とを結びつける活動に重点を置き、図書館と学校司書との連携により、児童生徒の読書環境の充実に努めます。

中高生に対しては、図書館サポート隊に参加している中高生サポーターのアイデアを活かし、同年代の感性による本の紹介、お薦め本のポップ作成など、中高生がより本を身近に感じられ、読書意欲を喚起する取組を推進します。

多くの市民に本や読書の楽しさを知っていただくため、専門講座や講演会の開催をはじめ、図書館として魅力ある蔵書、貸出およびレファレンス、読書相談の充実に努めます。

併せて広報もりやまや図書館ホームページ、インスタグラム等を活用した図書館の周知、PRに加え、民生委員・児童委員への高齢者向けサービスの情報提供等を行い、

誰もが利用できる図書館となるよう取り組みます。

今年度オープンする守山市立北部図書館については、本館との連携により、図書を流通させるとともに、職員間の情報や課題の共有に努め、一体的かつ、効率的、効果的な施設運営を図ります。とりわけ乳幼児とその保護者および高齢者の皆様に多く利用していただき、地域の活性化と住民交流に資する施設となるよう取組を進めます。

これらの事業展開により、「本と人が出会い、人と人がつながる知の広場」をコンセプトに、人と本との出会いを創出し、本を通して人と人がつながる場となることをめざします。

#### (8) 文化・芸術の振興について

子どもから高齢者まで誰もが気軽に文化・芸術に親しみ、参加できる機会を設けることで、「文化の香りたかいまち」の実現をめざします。毎年、春に開催しております「ルシオール アート キッズフェスティバル」は、12回目を迎え、昨年からのテーマ「街を歩けば、音楽に出会う」に「こころ ひろがる 春」を新たに加えることで明るい未来、希望や夢などを表現し、新型コロナウイルス感染症による大きな影響から日常の文化的な生活を取り戻せるよう、街中に音楽と文化を届けます。本格的なクラシックコンサート、キッズ向けの音楽や美術ワークショップ、プロの音楽家によるキオスクコンサートやマルシェを開催するとともに、昨年に引き続き、With コロナの中、誰もが気軽に安心して文化芸術を楽しめる機会を提供するため、動画配信型体験プログラム「おうちでルシオール」も実施します。

また、市内の小中学生には、一流の芸術家を派遣する体験授業や協定を締結している佐川美術館による鑑賞体験などを通じて、子どものうちから芸術に興味を持たせるとともに、守山市文化協会の協力を得る中、日本の伝統文化の伝承に努めます。中学生につきましても、市内4中学校の2年生を対象とした茶道体験を実施し、日本の和の文化や価値観の大切さを学ぶ機会を創出します。

守山市民ホールにおきましては、本市の文化・芸術活動の拠点として、文化・芸術の情報発信や魅力ある舞台芸術の公演、動画配信を充実させるとともに、文化・芸術活動に参加する機会と場の提供を行います。施設については、開館から35年余を経過する老朽化した施設全体の改修に向け、庁内で議論を進めてまいります。

また、生涯学習・教育支援センター（エルセンター）における「文化的講座」については、さらなる充実を図り、広く市民に文化・芸術に触れていただく機会の提供に努めます。

#### (9) スポーツ振興について

令和4年度から「誰もが」、「どこでも」、「いつまでも」運動やスポーツに親しみ「健康元気なまち」を目指す『第3期守山市スポーツ推進計画』がスタートしました。主

な取組として、成人のスポーツ推進では、時間確保が困難な子育て世代向けにナイトウォークやナイトランを実施、高齢者のスポーツ推進では、各学区の総合型地域スポーツクラブが実施するウォーキングイベントを新HPで周知できるよう取り組みます。

また、令和7年開催の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けて、野洲川歴史公園サッカー場「ビッグレイク」の改修や、令和4年度に改修したソフトボール場を使って社会人チームによるエキシビジョンマッチとソフトボール教室を開催し、選手育成・機運醸成に取り組みます。

#### (10) 文化財の保存・活用について

文化財は守山の歴史や風土を表徴する文化遺産で、市民共有の財産です。このことから、国・県・市指定等の文化財の保存継承と活用を推し進め、文化財の理解の深化や郷土愛を醸成するための事業を展開します。また、令和3年度に作成し、国の認定を受けた「守山市文化財保存活用地域計画」をもとに、引き続き文化財の総合的、一体的な保存活用に努めます。

有形文化財では、指定文化財の保存修理や維持管理事業に対して補助や助言を行い、文化財の保存と活用を図ります。大庄屋諏訪家屋敷は、市指定文化財としてその保護に努めるとともに、地域活動の場、歴史学習の拠点として活用するなど、地域や関係団体等との協働による活用事業を推進します。また、各種文化財では、市民が文化財に親しむことができる事業の開催や文化財を教材とした学校・園での活用の取組を推進するほか、町民史等の作成補助など地域の活動を支援します。

無形民俗文化財では、国指定重要無形民俗文化財「近江のケンケト祭り長刀振り」が風流踊として令和4年11月にユネスコの無形文化遺産に登録されました。これにより、本市が世界に誇る祭礼として、今後より一層の保存活用につながるものと期待されます。しかしながら、県の選択、市指定の無形民俗文化財も含め、新型コロナウイルス感染症の影響により、3年連続で祭礼等の規模縮小や中止が続いていることから、これら文化財の保存継承がさらに大きな課題となっており、今後も保存団体との連携を深め、後継者養成や材料調達等への支援を行うなど、次世代への保存継承を支援します。

国の史跡である下之郷遺跡や伊勢遺跡では、守山にふるさと感じ、郷土を誇りに思える歴史・文化の豊かなまちづくりのために、さらに、市内外から多くの人に訪れていただけるよう、史跡の保存整備や活用を進め、守山の弥生遺跡群の魅力について情報発信を行います。特に伊勢遺跡では、今年度の史跡公園開園を目指し、映像展示をはじめとする遺構展示施設の展示制作や公園の外構工事などの整備を行うとともに開館に向けた準備業務を進めています。

また、下之郷遺跡では、令和3年度に仮整備を行った史跡公有地の活用を図るとと

もに、地域や活用団体と連携により、各種講座や体験教室等、史跡公園事業の充実に努め、史跡の価値や重要性についての情報発信を行います。

遺跡発掘調査事業については、発掘調査の迅速化に努めるとともに、適宜情報発信を行うなど、その調査成果を広く市民に公開します。

埋蔵文化財センターでは、施設の適正な維持管理に努めるとともに、関係機関と連携を図り、秋季特別展や歴史入門講座、講演会、夏休み考古学教室など普及啓発事業の充実に努めます。

#### (11) 人権教育・啓発について

人権教育においては、園児、児童生徒が同和問題をはじめとするさまざまな人権問題について正しい理解と認識を培い、問題解決にむけ主体的に考え、行動できる実践力が向上できるように努めます。そのために、学校・園では、子どもの実態や発達段階に即した人権教育・保育推進計画を作成し、子どもの自尊感情を育み、人権意識を高めるための教育活動・保育を充実させます。そして、学校・園および地域、家庭との連携を密にした取組を進めます。その上でより一層、教職員研修を充実させることで、教職員の人権意識の高揚を目指すとともに、子どもたちに正しい知識を伝えていきます。

また、平成 28 年に「部落差別解消推進法」が施行されたことに伴い、教育関係者をはじめとする各種団体および市民に周知徹底するとともに、教育・啓発の推進など、法に明記されている部落差別解消に向けた取組を前進させます。

さらに、社会教育を含め、これまでの人権・同和教育が積み上げてきた成果と課題を踏まえながら、各種研修会の充実を図り、インターネット上の人権侵害や新型コロナウイルス感染症感染者等への差別や偏見、性的指向・性自認などの新たな人権問題やいじめ問題の解決に向けた取組を進めます。

#### (12) その他

こども施策の新たな展開として、子育て世帯、こどもなどへ相談支援を行う「こども家庭センター」の設立やこども施策の基本的事項を定める「こども大綱」策定など国の動きがあることから、その動向を注視していく必要があります。

こどもや家庭を巡る課題はますます複雑化・多様化する中、課題解決に向けた取組は、教育と福祉が相互に協力して進めていくことの必要性が増しており、連携強化を図りながら新たなこども施策の取組について対応してまいります。



令和5年度（2023年度）

# 守山市人権・同和教育基本方針

守山市・守山市教育委員会

## はじめに

昭和23年（1948年）に世界人権宣言が採択されてから今日に至るまで、人権に関する様々な条約が採択され、人権保障のための国際的努力が重ねられてきた。「人権の世紀」と呼ばれる現在、このような国境を越えた連携がますます重要であり、国連は、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）に「人権教育のための国連10年」を実施した後、平成17年（2005年）に「人権教育のための世界計画」をスタートさせた。さらに、平成27年（2015年）に17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、すべての国、すべての地域の人々が誰一人取り残されることなく、尊重される社会をめざしている。

国内では、平成12年（2000年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が成立し、平成14年（2002年）には「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定され、これに基づいた人権教育・啓発の取組が進められてきた。最近では、「部落差別の解消の推進に関する法律（2016年）」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（2016年）」（ヘイトスピーチ対策法）「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（2016年）」などの個別の人権課題の解決をめざす法律が制定されている。

守山市においては、平成7年（1995年）に「守山市人権尊重都市」を宣言し、平成8年（1996年）には「守山市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、差別のない、愛と信頼に結ばれた明るく住みよいまちづくりに取り組んできた。令和3年（2021年）には「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」を策定し、同和問題をはじめとする人権問題の解決に向けて、関係施策の総合的な実施に努めているところである。

しかし社会では、戸籍等の不正取得や不当な身元調査、インターネットを悪用した差別事象、新型コロナウイルス感染症等に関する差別や偏見などの新たな課題が生じており、人権問題は多様化・複雑化している。

特に子どものまわりでは、依然としていじめや児童虐待など、生命・身体の安全に関わる問題が後を絶たない状況にある。また、情報通信社会の急速な進展により、SNSや動画共有サイトなどによるトラブルが発生している。さらに子どもの貧困やヤングケアラーの課題が社会問題として顕著化している。

守山市においては5年に一度、「人権・同和問題に関する市民意識調査」を実施している。令和元年度（2019年度）に実施した同調査では、同和問題をはじめとする人権問題について差別に気づくこと、解決に向けた教育・啓発が重要であることは広く認識されているものの、その解決に向けて具体的な行動を起こすにあたって、当事者意識が低く、消極的な傾向がある。さらに同和問題について「何も触れずにそっとしておいたほうが自然となくなる」という考えをもつ市民が約3割いることから、差別的な発言や行動に気づかず、黙認する傾向がみられる。令和4年（2022年）3

月には、全国水平社創立 100 周年を迎え、今一度、差別のない社会をめざし、これらの課題に対する取組の検証を行うとともに、今後の取組に活かしていく。

もとより守山市の人権教育は、同和問題を中核としてさまざまな人権問題に積極的に取り組み、人権尊重の精神を貫く社会の実現をめざしてきたものである。したがって、これまでの同和教育が積み上げてきた成果と手法を大切にしながら、正しい知識を身に付け、社会全体で人権や生命の大切さを再認識するとともに、市民一人ひとりが人権問題を自分事としてとらえ、主体的に関わることをめざした教育・啓発を進めていく必要がある。また守山市の学校園では、新規採用者数の増加に伴い、20 代から 30 代の若手教員が半数を超えるところも多く、同和問題をはじめとする人権問題に対し、経験の違いによる指導に対する不安や戸惑い、指導方法の差が見られる。子どもたちに正しい知識を伝え、問題解決のために主体的に考え・行動できる実践力、思いやりの心を育むには、教職員一人ひとりの人権意識の高揚が不可欠であり、差別の現実について深く学ぶなど、より一層教職員研修の充実を図っていく。

以上のことから、人権問題の解決における教育の重要性を踏まえ、令和元年 7 月に策定された第 2 期守山市教育行政大綱をもとに、子ども一人ひとりに確かな学力を保障し、人権意識の高揚を図り、生きる力を育む教育を推進する。さらに、就学前教育、学校教育、社会教育などあらゆる教育の場において緊密な連携を図りながら、人権尊重の精神に立った取組を推進する。

- 1 就学前教育においては、乳幼児期が人間形成の基礎を培う重要な時期であることを認識し、それぞれの発達段階や実態に応じて日常生活の基礎的な事項を十分身につけ、集団生活に参加するなかで自主・自律及び協同の精神ならびに規範意識の芽生えを養うように努める。また、さまざまな人権問題についての正しい理解と認識を形成する基礎を培うために、家庭や地域などと連携し、乳幼児に豊かな情操と自尊感情を養い、一人ひとりが思いやりと協調性に富む人間関係を醸成するように努める。
- 2 学校教育においては、**児童生徒**の自尊感情や他者への共感的態度を養い、差別やいじめの不合理性についての認識を深めることを通して、問題解決にむけた実践力の向上に努める。また、児童生徒が自主・自立の精神と社会性を養い、自己実現を図ることができるよう努める。そのために進路指導を充実するとともに、家庭や地域との連携を深め、社会教育における人権・同和教育との結びつきを強化する。
- 3 社会教育においては、生涯学習の必要課題として、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題に関する学習を位置づけ、市民一人ひとりが人権・同和問題を正しく理解・認識し、問題解決に主体的に取り組む意欲を培い、人権を重んじ信頼しあえるまちの実現に向けての実践力が身につけられるよう努める。とりわけ、守山市まちづくり人権教育推進協議会等の活動を中心に、地域ぐるみで人権・同和問題を解決するための教育・啓発を推進し、学校・園との連携を図り、くらしと地域に根ざした自主的な取組が進められるように努める。

## 学校・園における人権教育の推進

### 1 基本的な考え方

学校・園教育においては、乳幼児・**児童生徒**がさまざまな人権問題について正しい理解と認識を培い、問題解決にむけた実践力が向上し、思いやりの心を育むことができるよう、それぞれの実態を把握し、発達段階に即した指導計画を作成する。さらに、これまでの同和教育が積み上げてきた成果を生かして、保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校ならびに保護者・地域との連携による一貫した取組を進め、子どもの進路を保障し、生きる力を育てることをめざす。

そこで、次のような観点にたって学校・園における人権教育の推進を図る。

- (1) 乳幼児・**児童生徒**の実態や発達段階に即した人権教育の実践の工夫・改善
- (2) 一人ひとりの基礎学力の保障と、能力と適性に応じた進路指導の充実
- (3) いじめや差別を許さない仲間づくり、人間関係の醸成
- (4) 同和問題をはじめとするさまざまな人権問題について、教職員の理解と認識を深め、人権意識を高め、人権文化<sup>(注1)</sup>を育む研修体制の確立と実践力の向上
- (5) 人権教育推進のための保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の一貫した研究体制の確立と研究実践の充実、および地域や家庭、関係機関との連携
- (6) 地域総合センターを中心とした人権・同和教育の推進
- (7) 同和問題・女性・子ども・障害者・高齢者・外国人・新型コロナウイルス感染症等に関する差別や偏見・インターネット等による人権侵害・性的指向・性自認等などの具体的な人権問題解決への取組

### 2 具体的な取組

- (1) 乳幼児・**児童生徒**の実態や発達段階に即した人権教育の実践と保育・授業の工夫・改善
  - ア 子どもの実態や発達段階に応じた人権教育年間カリキュラムの策定
  - イ 小中学校における『部落問題学習共通教材実践事例集』の活用・実践
  - ウ 情報モラルについての教育の充実
  - エ 地域の実態に即した教材の開発と資料の整備及び保育・授業の工夫
  - オ 人権教育・保育にかかる学校・園訪問等の実施
- (2) 一人ひとりの基礎学力の保障と、能力と適性に応じた進路指導の充実
  - ア 基礎的・基本的事項の定着を図る学習指導の工夫
  - イ 確かな学力と将来の展望に立った進路の実現をめざす進路指導の充実
  - ウ 主体的な学びや体験的な取組における自己実現を通じた自己肯定感・自尊感情の育成
- (3) いじめや差別を許さない仲間づくり、人間関係の醸成
  - ア 「いじめ防止基本方針」に基づいた実践の積み上げ
  - イ いじめや差別の問題に気づき、自ら問題解決に取り組む実践力の育成

- ウ 人権が大切にされる、安心して学ぶことができる学習環境づくり
- エ 人権を大切に作る仲間づくり

(4) さまざまな人権問題について、教職員の理解と認識を深め、人権意識を高め、人権文化を育む研修体制の確立と実践力の向上

- ア 教職員人権教育研修推進委員会の開催
- イ 学校・園人権教育リーダー研修会の開催
- ウ 新規採用教職員対象人権教育研修会の開催
- エ 各種研修会、講座等への積極的参加(人権講座、滋賀県人権教育研究大会他)
- オ 居住地の人権・同和問題学習会等への積極的参加

(5) 人権教育推進のための保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の一貫した研究体制の確立と研究実践の充実、ならびに地域や家庭、関係機関との連携

- ア 中学校区別人権教育実践交流研究会の開催
- イ 第48回守山市人権・同和教育研究大会の開催
- ウ 学校・園を発信源とした、家庭・地域・関係機関との連携の強化
- エ 家庭や地域など社会教育における人権・同和教育との連携
- オ 校園種間の連携の強化と先進的な実践の交流・普及

(6) 地域総合センターを中心とした人権・同和教育の推進

- ア 地域総合センターと学校・園との連携の強化
- イ 乳幼児・児童生徒の学力・生活力向上および進路指導の充実
- ウ 自主活動学級への学校・園の協力・支援

(7) 同和問題・女性・子ども・障害者・高齢者・外国人・新型コロナウイルス感染症等に関する差別や偏見・インターネット等による人権侵害・性的指向・性自認等などの具体的な人権問題解決への取組

- ア 同和問題をはじめとするさまざまな人権課題についての正しい理解・認識の育成
- イ 同和教育の成果の上にたった効果ある人権教育の推進
- ウ 参加・協力・体験を重視した学習の積極的な推進
- エ 男女平等・男女共同参画社会に関する教育の充実
- オ さまざまな人権問題解決に向けてのスキル向上と積極的な教材開発・情報収集

注1 人権文化とは

人権という理念が人々の間に普及・定着し、お互いの存在や尊厳を認めることが当たり前になっている社会のあり方。学校生活では、日常生活の中でお互いの人権を尊重することを自然に感じたり、考えたり、行動したりすることが定着した生活のあり方をさす。

## 社会教育における人権教育の推進

### 1 基本的な考え方

社会教育においては、市民一人ひとりが同和問題をはじめとするさまざまな人権問題を正しく理解・認識し、社会連帯のなかで、差別のない住みよい「人権尊重のまちづくり」を実現するため、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づいて、地域に根ざした取組の推進に努める。さらに、さまざまな人権問題に関する深い認識と実践力を身につけた指導者の養成を図るとともに、学校・園教育との連携を深める。

そこで、次のような観点にたって社会教育における人権教育の推進を図る。

- (1) 市民の学習機会の確保と人権意識を高める学習内容の充実や学習方法の工夫
- (2) 人権教育指導者研修の充実と、啓発活動に必要な資料の提供
- (3) 啓発資料の工夫と広報活動の充実
- (4) 守山市まちづくり人権教育推進協議会活動の活性化と充実への支援
- (5) 同和問題・女性・子ども・障害者・高齢者・外国人・新型コロナウイルス感染症等に関する差別や偏見・インターネット等による人権侵害・性的指向・性自認等などの具体的な人権問題解決への取組

### 2 具体的な取組

- (1) 市民の学習機会の確保と人権意識を高める学習内容の充実や学習方法の工夫
  - ア 自治会別人権・同和問題学習会の学習内容や学習方法の工夫・改善
    - (ア) 年間2回以上の開催
    - (イ) 話し合い学習、参加体験型学習の推進
    - (ウ) 令和元年度（2019年度）に実施した「市民意識調査」の結果に基づいた学習内容の工夫
    - (エ) リーフレット（討議資料）の積極的な活用
  - イ 各種団体活動（PTA・子ども会・青少年団体等の社会教育関係団体）の中に人権教育の視点を位置づけることと自主的な研修活動の推進
    - (ア) 各団体における人権・同和問題研修会の開催
    - (イ) 各種研修会への参加促進
    - (ウ) 各PTAにおける人権教育推進担当部会活動の充実
  - ウ 公民館利用者に対する人権・同和問題学習会の充実
    - (ア) 各種学級・講座・自主教室等における年間1回以上の開催
  - エ 各種研修会の開催と参加の促進
    - (ア) 第48回守山市人権・同和教育研究大会
    - (イ) 第67回滋賀県人権教育研究大会（米原大会）
- (2) 人権教育指導者研修の充実と啓発活動に必要な資料の提供

- ア 人権教育啓発講師団・公民館指導員の研修の実施
- イ 自治会長・まちづくり推進員合同研修の実施
- ウ 各種団体役員研修の実施

(3) 啓発資料の工夫と広報活動の充実

- ア 学習資料等の検討、人権学習会用教材の作成（差別事象等の教材化）
- イ 視聴覚教材の提供
  - 人権・同和問題啓発DVDの購入とその効果的な活用
- ウ 同和問題啓発強調月間（9月）・人権週間（12月）における啓発事業
  - JR守山駅前での街頭啓発、広報車による市内巡回啓発の実施
- エ 人権問題に関する最新情報の提供
  - リーフレット・啓発冊子等の作成

(4) 守山市まちづくり人権教育推進協議会活動の活性化と充実への支援

守山市まちづくり人権教育推進協議会の充実を図り、市民ぐるみの活動として人権教育を推進する。さらに、守山市まちづくり人権教育推進協議会と学区まちづくり推進会議人権教育部会との連携を強化し、各部会活動の活性化を図ることで、「人権をおもんじ、信頼しあえる風土づくり」に努める。

- ア 住民主導の人権・同和問題学習会の継続開催と充実
- イ 各部会活動の充実、部会合同先進地研修の開催
- ウ 学区まちづくり推進会議人権教育部会活動の活性化
- エ 市人推協広報紙「ふれあいもりやま」第82、83号の発行
- オ 「第33回ふれあいもりやま展」における人権啓発作品の展示および入賞作品を活用した市民への啓発活動の実施
- カ 学校・園における人権・同和教育との連携、地域に根ざした取組の推進

(5) 同和問題・女性・子ども・障害者・高齢者・外国人・新型コロナウイルス感染症等に関する差別や偏見・インターネット等による人権侵害・性的指向・性自認等などの具体的な人権問題解決への取組

- ア 同和問題をはじめとするさまざまな人権課題についての正しい理解・認識の深化
- イ 同和問題解決に向けてのこれまでの取組の成果を生かした、効果的な啓発の推進
- ウ 参加・協働・体験を重視し、市民の日常生活や自らの行動に結びつくような学習の推進
- エ 男女平等・男女共同参画推進の意識を高める学習機会の設定
- オ 自治会等における人権学習会の工夫・改善や積極的な支援、人権情報の提供
- カ 指導者の資質および指導力向上のためのリーダー研修の充実

## 守山市修学奨励金給付規則を廃止する規則案の説明について

守山市修学奨励金は、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金および滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金（以下、「修学奨励資金」という。）の受給確定者を対象に給付してきましたが、滋賀県における修学奨励資金の新規貸与が平成13年度をもって終了したことに伴い、本市の修学奨励金の給付も終了したことから、当該規則の廃止を行おうとするもので、その概要は次のとおりです。

### 1 廃止概要

守山市修学奨励金給付規則（昭和 55 年教育委員会規則第 7 号）は、廃止する。

### 2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行する。（付則関係）

## 守山市立図書館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則の説明について

市民により良い読書環境を提供するため、図書館の組織および所掌事務について、必要な改正等を行おうとするもので、その概要は次のとおりです。

### 1 改正概要

- (1) 図書館の組織に管理係および運営係を置き、所掌事務等を規定する（第32条から第34条の改正規定関係）。
- (2) 読書記録通帳の配布対象を「市内在住の中学生の者」に改める（第12条の改正規定関係）。

### 2 施行期日等

令和5年4月1日から施行する（付則関係）。